

 **令和7年4月1日 施行** ★ 現在施行

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第十九号）

Law RevisionID:335CO0000000259_20250401_507CO0000000019

昭和三十五年政令第二百五十九号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行令

内閣は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十三年政令第十四号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

- 第一章 放射性同位元素等の定義（第一条―第二条）
- 第二章 許可の申請及び届出（第三条―第十条）
- 第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（第十一条―第二十条の四）
- 第四章 登録認証機関等（第二十一条―第二十九条の二）
- 第五章 雑則（第三十条・第三十一条）
- 第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第三十二条―第三十五条）

附則

第一章 放射性同位元素等の定義

（放射性同位元素）

第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。第二十条の三第二号及び第二十条の四第一号を除き、以下「法」という。）**第二条第二項**の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）**第三条第二号**に規定する核燃料物質及び**同条第三号**に規定する核原料物質
- 二 使用その他の取扱いについて、次に掲げる法律及びこれらに基づく命令の規定により**法**及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして原子力規制委員会が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するもの
 - イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
 - ロ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）
 - ハ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
 - ニ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）

（特定放射性同位元素）

第一条の二 **法第二条第三項**に規定する政令で定める特定放射性同位元素は、放射性同位元素であつて、その種類及び密封の有無に応じて原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。

（放射線発生装置）

第二条 **法第二条第五項**に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が原子力規制委員会が定める線量当量率以下であるものを除く。）とする。

- 一 サイクロトロン
- 二 シンクロトロン
- 三 シンクロサイクロトロン
- 四 直線加速装置
- 五 ベータトロン
- 六 ファン・デ・グラーフ型加速装置
- 七 コッククロフト・ワルトン型加速装置
- ハ その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて原子力規制委員会が指定するもの

第二章 許可の申請及び届出

（使用の許可の申請）

第三条 **法第三条第一項**に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、その種類ごとに、密封されたものにあつては下限数量に千を乗じて得た数量とし、密封されていないものにあつては下限数量と同じ数量とする。

- 2 **法第三条第一項**の許可は、工場又は事業所ごとに受けなければならない。
- 3 前項の許可を受けようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（使用の届出）

第四条 **法第三条の二第一項**の届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

- 2 前項の届出をしようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、届け出なければならない。

（表示付認証機器の使用をする者の届出）

第五条 **法第三条の三第一項**の届出は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとにしなければならない。

（販売及び賃貸の業の届出）

第六条 **法第四条第一項**の届出をしようとする者は、予定事業期間を記載した書類その他原子力規制委員会規則で定める書類を添えて、届け出なければならない。

（廃棄の業の許可の申請）

第七条 **第三条第二項**及び**第三項**の規定は、**法第四条の二第一項**の許可の申請について準用する。この場合において、**第三条第二項**中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、**同条第三項**中「予定使用期間」とあるのは「予定事業期間」と読み替えるものとする。

（許可使用に係る変更の許可の申請）

第八条 許可使用者は、**法第十条第二項**の規定による変更の許可を受けようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

（許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出）

第九条 **法第十条第六項**に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、密封された放射性同位元素について、三テラベクレルを超えない範囲内で放射性同位元素の種類に応じて原子力規制委員会が定める数量とし、**同項**に規定する政令で定める放射性同位元素の使用の目的は、次に掲げるものとする。

- 一 地下検層

- 二 河床洗掘調査
- 三 展覧、展示又は講習のためにする実演
- 四 機械、装置等の校正検査
- 五 物の密度、質量又は組成の調査で原子力規制委員会が指定するもの

2 **法第十条第六項**に規定する政令で定める放射線発生装置は、**次の各号**に掲げるものとし、**同項**に規定する政令で定める放射線発生装置の使用の目的は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 直線加速装置（原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線が発生しないものに限る。） 橋梁又は橋脚の非破壊検査
- 二 ベータトロン（原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線が発生しないものに限る。） 非破壊検査のうち原子力規制委員会が定めるもの
- 三 コッククロフト・ワルトン型加速装置（原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線が発生しないものに限る。） 地下検層

（廃棄の業に係る変更の許可の申請）

第十条 第八条の規定は、**法第十一条第二項**の規定による変更の許可の申請について準用する。この場合において、「工場又は事業所の名称及び所在地」とあるのは、「廃棄事業所の所在地」と読み替えるものとする。

第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等

（設計認証）

第十一条 法第十二条の二第一項の認証は、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計、当該設計に合致することの確認の方法又は当該放射性同位元素装備機器の年間使用時間その他の使用、保管若しくは運搬に関する条件（運搬に関する条件にあつては、船舶又は航空機による運搬以外の運搬について定める運搬する物についての措置に係るものに限る。）の異なる放射性同位元素装備機器ごとに受けなければならない。

2 **法第十二条の二第一項**に規定する政令で定める数量は、放射性同位元素の種類ごとに、下限数量に千を乗じて得た数量とする。

（特定設計認証）

第十二条 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める放射性同位元素装備機器は、次に掲げるものとする。

- 一 煙感知器
- 二 レーダー受信部切替放電管
- 三 その他その表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率がマイクロシーベルト毎時以下の放射性同位元素装備機器であつて原子力規制委員会が指定するもの

2 **前条第一項**の規定は、**法第十二条の二第二項**の規定による認証について準用する。

（施設検査等を要しない放射性同位元素等）

第十三条 法第十二条の八第一項に規定する政令で定める放射性同位元素は、放射性同位元素を密封した物一個当たりの数量が十テラベクレル未満のものとする。ただし、放射性同位元素装備機器に装備されているものにあつては一台に装備されている放射性同位元素の総量が十テラベクレル未満のものとする。

2 **法第十二条の八第一項**に規定する政令で定める貯蔵能力は、密封されていない放射性同位元素にあつてはその種類ごとに下限数量に十万を乗じて得た数量とし、密封された放射性同位元素にあつては十テラベクレルとする。

（定期検査の期間）

第十四条 法第十二条の九第一項及び第二項に規定する政令で定める期間は、**次の各号**に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 特定許可使用者（密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。）及び許可廃棄業者 設置時施設検査（**法第十二条の八第一項**又は**第二項**の規定により使用施設等又は廃棄物詰替施設等を設置したときに受ける検査をいう。以下同じ。）に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から三年以内
- 二 特定許可使用者（**前号**に掲げる者を除く。） 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期検査を受けた日から五年以内

（定期確認の期間）

第十五条 法第十二条の十に規定する政令で定める期間は、**次の各号**に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 特定許可使用者（密封された放射性同位元素又は放射線発生装置のみの使用をするものを除く。）及び許可廃棄業者 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から三年以内
- 二 特定許可使用者（**前号**に掲げる者を除く。） 設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から五年以内

（運搬に関する確認を要する場合）

第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、国土交通省令）で定めるものを運搬する場合とする。

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条 法第十八条第五項に規定する政令で定める場合は、放射線障害を防止して公共の安全を確保するための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として内閣府令で定めるものを運搬する場合とする。

（都道府県公安委員会の間の連絡）

第十八条 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係都道府県公安委員会（以下この条において「関係公安委員会」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下この号において「出発地公安委員会」という。）以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、**法第十八条第五項**の届出の受理及び**同条第六項**の指示を行うこと。
- 二 **法第十八条第六項**の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。
- 三 **前二号**に定めるもののほか、当該運搬について、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保つこと。

（廃棄に関する確認を要する場合）

第十九条 法第十九条の二第一項に規定する政令で定める場合は、放射性同位元素又は放射性汚染物をこれらの廃棄施設に廃棄する場合及び**法第三十条の二第一項第二号**に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

（工場等における特定放射性同位元素の防護のための措置を要する場合）

第十九条の二 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める場合は、工場又は事業所において特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄（廃棄物埋設を除く。）をする場合とする。

（工場等の外における特定放射性同位元素の運搬に関する読替え）

第十九条の三 法第二十五条の五の規定により**法第十八条**の規定を適用する場合における**第十六条から第十八条までの**規定の適用については、**第十六条**中「放射線障害の防止」とあるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、**第十七条**及び**第十八条第三号**中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」とする。

（廃棄物埋設地等の譲受けの許可の申請）

第二十条 法第二十六条の四第一項の許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 廃棄事業所の所在地
- 四 廃棄の方法
- 五 廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備
- 六 埋設を行う放射性同位元素又は放射性汚染物の性状及び量
- 七 放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置

- (許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等)
- 第二十條の二** 法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十一条の二から第三十三条の三まで、第三十八条の二から第三十八条の四まで、第四十二条、第四十三条の二、第四十八条の二並びに別表第三から別表第五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。
- 一 許可取消使用者等であつて従前の許可届出使用者に係るもの 許可届出使用者
 - 二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者（法第二十四条、第三十一条の二から第三十三条まで及び第三十八条の四の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者）
 - 三 許可取消使用者等であつて従前の届出版売業者に係るもの 届出版売業者
 - 四 許可取消使用者等であつて従前の届出賃貸業者に係るもの 届出賃貸業者
 - 五 許可取消使用者等であつて従前の許可廃棄業者に係るもの 許可廃棄業者
- (廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令)
- 第二十條の三** 法第三十三条の二に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。
- 一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）
 - 二 放射性同位元素等の規制に関する法律
 - 三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百二十四号）
 - 四 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第百五十九号）
 - 五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第百七十五号）
- (濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令)
- 第二十條の四** 法第三十三条の三第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。
- 一 放射性同位元素等の規制に関する法律
 - 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
 - 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
 - 四 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）
 - 五 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）
 - 六 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）
 - 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）
 - 八 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）
 - 九 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）
 - 十 輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第百七十八号）
 - 十一 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令
 - 十二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

第四章 登録認証機関等

- (登録認証機関等の登録の更新)
- 第二十一條** 法第四十一条の二第二項（法第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

- (登録検査機関の登録等に関する読替え)
- 第二十二條** 法第四十一条の十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の十五
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項	第十二条の八第一項

- (登録定期確認機関の登録等に関する読替え)
- 第二十三條** 法第四十一条の十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の十七
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項	第十二条の十

- (登録運搬方法確認機関の登録等に関する読替え)
- 第二十四條** 法第四十一条の二十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の十九
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項の	第十八条第二項の登録運搬方法確認機関に係る
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の十九の二並びに第四十一条の二十において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十	第四十一条第一項各号のいずれか	第四十一条の十九の二各号のいずれか

- (登録運搬物確認機関の登録等に関する読替え)
- 第二十五條** 法第四十一条の二十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十一
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項の	第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る

第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二十一の二並びに第四十一条の二十二において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十	第四十一条第一項各号のいずれか	第四十一条の二十一の二各号のいずれか

（登録埋設確認機関の登録等に関する読替え）
第二十六条 法第四十一条の二十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十三
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項	第十九条の二第二項

（登録濃度確認機関の登録等に関する読替え）
第二十六条の二 法第四十一条の二十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十五
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項	第三十三条の三第一項

（登録試験機関の登録等に関する読替え）
第二十七条 法第四十一条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の二十七
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項の	第三十五条第二項の登録試験機関に係る
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二十八並びに第四十一条の三十において準用する第四十条及び前条第二項

（登録資格講習機関の登録等に関する読替え）
第二十八条 法第四十一条の三十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の三十一
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項並びに第四十一条の十四第一項及び第二項	第十二条の二第一項の	第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の三十二並びに第四十一条の三十四において準用する第四十条及び前条第二項

（登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録等に関する読替え）
第二十九条 法第四十一条の四十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の三十五
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項及び第四十一条の十四第二項	第十二条の二第一項	第三十六条の二第一項
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の三十六並びに第四十一条の四十において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号	設計認証等のための審査	放射線取扱主任者定期講習
第四十一条の十二第二号	第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条	第四十一条の三十九又は第四十一条の四十において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条
第四十一条の十二第三号	第四十一条の五第一項	第四十一条の三十八第一項
	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た同項に規定する放射線取扱主任者定期講習業務規程
第四十一条の十二第四号	第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条	第四十一条の四十において準用する第四十一条の十又は前条

（登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録等に関する読替え）
第二十九条の二 法第四十一条の四十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条	前条	第四十一条の四十一
第四十一条第二項、第四十一条の二第一項及び第四十一条の十四第二項	第十二条の二第一項	第三十八条の三において準用する第三十六条の二第一項
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の四十二並びに第四十一条の四十六において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号	設計認証等のための審査	第四十一条の四十一に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習

第四十一条の十二第二号	第四十一条の四、第四十一条の六、第四十一条の七第一項又は次条	第四十一条の四十五又は第四十一条の四十六において準用する第四十一条の四、第四十一条の七第一項若しくは次条
第四十一条の十二第三号	第四十一条の五第一項	第四十一条の四十四第一項
	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た同項に規定する特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程
第四十一条の十二第四号	第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条	第四十一条の四十六において準用する第四十一条の十又は前条

第五章 雑則

(放射線検査官の定数及び資格)

第三十条 放射線検査官の定数は、五十人とする。

2 放射線検査官は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(手数料)

第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 法第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者	十七万九千百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、十七万七千八百円）
二 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けようとする者	九万六千六百円（電子申請等による場合にあっては、九万六千六百円）
三 法第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けようとする者	二十万八千百円
四 施設検査を受けようとする者	
イ 貯蔵施設若しくは廃棄物貯蔵施設（以下「貯蔵施設等」という。）であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ベタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線（エックス線を除く。以下同じ。）の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者（ハに該当するものを除く。）	五十二万八千八百円
ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ベタベクレル以上十ベタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者（ハに該当するものを除く。）	三十四万七千七百円
ハ 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けてその位置等の変更をした使用施設等又は廃棄物詰替施設等の使用をしようとする者	二十四万八千三百円
二 その他の者	二十四万八千三百円
五 定期検査を受けようとする者	
イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ベタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者	五十二万八千八百円
ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ベタベクレル以上十ベタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者	三十四万七千七百円
ハ その他の者	二十四万八千三百円
六 定期確認を受けようとする者	
イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ベタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者	五十一万八千六百円
ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ベタベクレル以上十ベタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものの使用をしようとする者	三十四万五千五百円
ハ その他の者	二十四万六千八百円
七 運搬方法確認を受けようとする者	十四万二千三百円
八 運搬物確認を受けようとする者	
イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下この項において「承認容器」という。）以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者	四十六万六千百円（電子申請等による場合にあっては、四十六万四千九百円）
ロ 承認容器の使用により一ベタベクレルを超える放射性同位元素を運搬しようとする者	十三万千百円
ハ 承認容器の使用により一ベタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者	三万三千百円

九 法第十八条第三項の承認を受けようとする者	六万六千五百円（電子申請等による場合にあっては、六万五千三百円）
十 濃度確認を受けようとする者	五十一万五千九百円（濃度確認を受けようとする物の重量が二十トンを超える場合にあっては、五十一万五千九百円に二十トン又は二十トンに満たない端数を増すごとに五万七千百円を加えた額）
十一 法第三十三条の三第二項の認可を受けようとする者	百四十三万百円（電子申請等による場合にあっては、百四十二万八千八百円）
十二 法第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者試験を受けようとする者	一万三千五百円
十三 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者試験を受けようとする者	九千七百円
十四 法第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十六万二千百円
十五 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十万九千七百円
十六 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十万七千七百円
十七 放射線取扱主任者免状の交付又は再交付を受けようとする者	三千五百円（電子申請等による場合にあっては、三千三百円）
十八 放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者	二万二千四百円
十九 法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額
二十 特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする者	二万七千五百円
二十一 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額

2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。

- 一 独立行政法人酒類総合研究所
- 二 独立行政法人国立科学博物館
- 三 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 五 独立行政法人国立美術館
- 六 独立行政法人国立文化財機構
- 七 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
- 八 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 九 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 十 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 十一 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 十三 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 十四 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 十五 独立行政法人海技教育機構
- 十六 国立研究開発法人国立環境研究所
- 十七 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 十八 独立行政法人国立病院機構
- 十九 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 二十 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 二十一 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十二 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 二十三 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 二十四 独立行政法人自動車技術総合機構
- 二十五 独立行政法人労働者健康安全機構

第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

（取締官）

第三十二条 法第六十二条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

（担保金の額に関する基準）

第三十三条 法第六十二条第三項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

（担保金等の提供）

第三十四条 担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。）又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

- 一 担保金にあつては、法第六十二条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。
- 二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。
 - イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところに従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。
 - ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（主務大臣及び主務省令）

第三十五条 法第六十二条第二項、第六十三条第一項及び第六十四条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件については内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣とし、法第六十二条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣とする。

2 法第六十五条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。